

## 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正に伴う防音工事に係る維持費補助の見直しに対する意見書

米軍基地騒音対策のために設置されたはずの、学校や保育所等の空調設備の維持費が防音事業補助金交付要綱改正により、一部補助対象外とする旨の方針が防衛省から示され、すべての保護者を始め市民に不安と憤りが広がっているところである。

防衛施設周辺防音事業は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、在日米軍の飛行場等の運用に伴う航空機による騒音の障害を防止又は軽減するものであり、学校や保育所等では、始業時から終業時まで、静かな環境での授業並びに保育が大切である、こどもたちの健全な教育・保育環境を確保し、保障する立場から、空調設備の維持費についても対象とされているものと理解している。

本市において、対象外とされる3級及び4級の学校や保育所等の地域では、依然として米軍航空機等による騒音が発生しており、その騒音による授業並びに保育への影響を軽減する必要性は大きく、空調設備の維持費補助は重要な役割を担っている。

本市議会としては、今回の改正による児童生徒等の健全な教育・保育環境確保への影響を懸念しているところであり、今後も維持費補助について下記のとおり強く要請する。

### 記

1. 学校や保育所等における米軍航空機等による騒音の軽減を図っていくためにも、3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持管理についても要綱を再度見直し、これまでと同様に補助対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月5日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣      沖縄及び北方対策担当大臣      防衛大臣  
文部科学大臣      沖縄防衛局長